

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
------------------	----------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標 1		定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を促進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導（公共職業安定所・高齢者雇用アドバイザー） ・ 65歳雇用導入プロジェクト ・ 定年引上げ等奨励金 ・ 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト
個別目標 2		中高年齢者の再就職を促進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動支援書制度 ・ 高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助 ・ 中高年齢者トライアル雇用事業
個別目標 3		高齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター事業 ・ 定年退職者等再就職支援事業 ・ 高齢者等共同就業機会創出助成金
個別目標 4		障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介 ・ 障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業） ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業
個別目標 5		障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進等を図ること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導
個別目標 6		雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化を図ること

	(主な事務事業) ・障害者就業・生活支援センター事業
個別目標7	学校段階から職業意識の形成を図ること
	(主な事務事業) ・キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ ・インターンシップ受入企業開拓事業(大学等)
個別目標8	新規学卒者の円滑な就職を図ること
	(主な事務事業) ・若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化 ・学生職業センター等における学生等の就職支援
個別目標9	フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること
	(主な事務事業) ・フリーター常用就職支援事業 ・ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援 ・若年者試行雇用事業
個別目標10	専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進するとともに、就労を目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保を図ること
	(主な事務事業) ・日系人就職促進ナビゲーターによる日系人求職者の安定した就労の支援 ・外国人雇用サービスセンターを中核とした留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職支援 ・外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問等による外国人雇用事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助
個別目標11	就職困難者等の円滑な就職等を図ること
	(主な事務事業) ・特定求職者雇用開発助成金 ・生活保護受給者等就労支援事業 ・ホームレス就業支援事業 ・雇用再生集中支援事業
施策の概要(目的・根拠法令等) 人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。 このような観点から、 (1) 高年齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 外国人の雇用の安定・促進 (5) 就職困難者等の円滑な就職支援 といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。	

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

①目的等：

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

②根拠法令等：高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）

(2) 障害者の雇用の安定・促進

①目的等：

障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、

- ・ 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進
 - ・ 障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進
 - ・ 雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化
- 等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。

②根拠法令等：障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

(3) 若年者の雇用の安定・促進

目的等：

若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

目的等：

専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するため、外国人雇用サービスセンターを中核に、公共職業安定所の全国ネットワークを活用した支援を行うとともに、外国人指針に基づく雇用管理指導や、不安定雇用にある日系人求職者への支援等により、外国人の適正就労・安定雇用を図る。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

目的等：

i 高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。

iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。

iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

主管部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課(個別目標1, 2, 3) 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課(個別目標4, 5, 6) 職業安定局若年者雇用対策室(個別目標7, 8, 9)
---------	--

	職業安定局外国人雇用対策課（個別目標10）
	職業安定局雇用開発課（個別目標11）
関係部局・課室	職業安定局就労支援室（個別目標11）

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
1	65歳以上定年企業等の割合（%） （50%以上/平成22年度）	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	33.0 【66%】	37.0 【74%】
2	障害者の就職者数（人） （平成18年度から平成22年度の 5年間で約22万人以上）	32,885 【—%】	35,871 【—%】	38,882 【—%】	43,987 【100%】	45,565 【104%】
3	フリーター数（人） （ピーク時（平成15（2003）年） の8割に減少/平成22（2010）年）	217 【—%】	214 【—%】	201 【—%】	187 【—%】	181 【—%】
4	日系人就職促進ナビゲーターの 支援による日系人求職者の就職 率（%） （36%以上/平成19年度）	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	60.7 【167%】
5	留学生の就職人数（人） （300人以上/平成19年度）	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	338 【113%】	513 【171%】
6	特定求職者雇用開発助成金支給 対象者の事業主都合離職割合 （%） （当該助成金支給後の事業主都 合離職割合が対象ではない者の 事業主都合離職割合以下/平成 19年度）	1.6 (3.7) 【—%】	1.6 (3.4) 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】
7	生活保護受給者等就労支援事業 における支援対象者数に占める 就職者数の割合（%） （55%以上/平成19年度）	— 【—%】	— 【—%】	41.4 (3,083) (7,455) 【—%】	60.8 (6,190) (10,181) 【152%】	54.3 (6,741) (12,422) 【98%】
8	ホームレス就業支援事業におけ る就業者数（人） （900人以上/平成19年度）	— 【—%】	— 【—%】	426 【—%】	908 【202%】	1,528 【170%】
9	当該年度中の雇用調整方针对象 者数（届出人数）に対する不良 債権処理就業支援特別奨励金支 給人数の割合（%） （35%以上/平成19年度）	6.7 【—%】	37.2 【—%】	31.4 【—%】	48.5 【139%】	51.3 【147%】
（調査名、資料出所、備考）						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告（毎年6月1日の状況）から把握した。						
②指標2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：公共職業安定所を通じた就職件数である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaiha02						
③指標3 資料出所：「労働局調査（詳細集計）」（総務省統計局調べ）による。						
④指標4、5						

資料出所：職業安定局調べによる。

⑤指標6

備考：

- ・指標の上段は、支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は、同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

⑥指標7

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
- ・指標の中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数（平成19年度以降は支援対象者数）である。

⑦指標8

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・ホームレス就業支援事業は、平成17年度から事業を開始した。

⑧指標9

資料出所：

- ・雇用調整方针对象者数は職業安定局調べ、不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数は（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

備考：平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始）。

なお、雇用調整方針の届出は平成19年度末に終了した。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を促進すること。						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	65歳以上定年企業等の割合(%) (50%以上/平成22年度) ※施策目標3-1に係る指標1と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	33.0 【66%】	37.0 【74%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告(毎年6月1日の状況)から把握した。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/10/h1019-1.html						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトにおける普及啓発事業・創出事業の実施団体					
	①普及啓発事業の実施団体(件) (47都道府県委託団体/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	47 【100%】
	②創出事業の実施団体(件) (47都道府県委託団体/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	47 【100%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	65歳雇用導入プロジェクト事業終了時において、事業実施企業のうち65歳まで働ける場を創設した企業の割合(%)	—	—	72.1	85.2	88.0
2	定年引上げ等奨励金の支給件数(件)	—	—	—	—	2,010
3	公共職業安定所による個別指導企業数(事業所)	29,296	30,381	39,387	27,701	23,377
(調査名・資料出所、備考) ①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 ②指標2： 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。 ③指標3： 資料出所：職業安定局調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：公共職業安定所による高年齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導						
平成19年度予算額：31百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
実施主体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						

概要：65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていない企業に対して、公共職業安定所の職員が企業訪問等により個別指導等を実施する。また、継続雇用制度に関する事例の蓄積・周知等により、事業主による継続雇用制度の導入等の促進を図る。

事務事業名	65歳雇用導入プロジェクト
平成19年度 予 算 額	73百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

概要：各都道府県下の主要な事業主団体の傘下企業を対象として集团的に指導・助言を行い、65歳までの継続雇用制度の導入比率の拡大を図る。

事務事業名	定年引上げ等奨励金
平成19年度 予 算 額	1,382百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

概要：中小企業における定年延長等を推進するため、65歳以上への定年の引上げ等を実施した中小企業事業主に対し奨励金を支給することに加え、70歳以上への定年の引上げ又は定年の廃止を実施した場合に支給額を上乗せし、「70歳まで働ける企業」の普及促進を図る。

事務事業名	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト
平成19年度 予 算 額	861百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（民間団体、事業主団体等）

概要：「70歳まで働ける企業」の普及・促進に向けて、各地域で開催するシンポジウムや広報活動等を通じて先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等を実施するとともに、70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組み、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組みを一体的に行う事業を労働局が事業主団体等に委託して実施する。

個別目標 2						
中高年齢者の再就職を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中高年齢者トライアル雇用事業の 常用雇用移行率(%) (75%以上/平成19年度)	74.4 【-%】	74.0 【99%】	73.5 【98%】	75.5 【101%】	76.2 【102%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・「常用雇用移行率」＝常用雇用に移行した者/トライアル雇用を終了した者。 ・目標設定は平成16年度から実施している。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中高年齢者トライアル雇用事業の 開始者数(人) (4,500件/平成19年度)	2,317 【-%】	3,201 【-%】	4,068 【20%】	4,364 【78%】	3,461 【77%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：目標設定は平成17年度から実施している。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	求職活動支援書制度における求職 活動支援書交付者数(人)	45,724	33,205	24,625	16,663	11,091
2	高齢期雇用就業支援コーナーにお ける相談件数(件)	32,359	60,241	58,266	56,609	68,489
(調査名・資料出所、備考) ①指標1 資料出所：「高年齢者雇用状況報告(平成17年度までは常時雇用する労働者50人以上 規模事業主、平成18年度及び平成19年度は51人以上規模事業主について集計)」に よる(職業安定局調べ)。 備考：平成16年12月に施行された改正高年齢者雇用安定法により、再就職援助計画書 は求職活動支援書に改められている。 ②指標2 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。 備考： ・「高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談件数」は、独立行政法人高齢・障害 者雇用支援機構の中期計画に基づき平成15年10月から実施している。 ・平成15年度は、平成15年10月から平成16年3月までの実績である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：求職活動支援書制度(再就職援助対策等事務取扱費)						
平成19年度：1,265百万円(補助割合：[国/]/[/]/[/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：[本省]、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：事業主都合の解雇等又は継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当 しなかったことにより、離職予定の高年齢者等が希望するときは、職務経歴等の情報を 記載した求職活動支援書を作成し、本人に交付することが、高年齢者雇用安定法により 事業主に義務づけられており、公共職業安定所において、求職活動支援書の作成、交付 を行わない事業主に対して、助言、指導等を行っている。						

事務事業名	高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：労働者が自己の能力等に関する認識を深めるとともに、高齢期においても希望と能力に応じて多様な働き方を選択し、その実現に向けて多様なキャリア・技能の向上を図っていくため、高齢者等を雇用する事業主、離職予定高年齢者等に対して、高齢期の雇用就業に関する相談・援助を実施する。なお、本事業は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構で実施している。	
事務事業名	中高年齢者トライアル雇用事業
平成19年度 予算額	540百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：公共職業安定所長が必要と認める中高年齢求職者を一定期間試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、トライアル雇用する事業主に対して試行雇用奨励金を支給する。	

個別目標3						
高年齢者の意欲・能力に応じた多様な就業・社会参加の促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	シルバー人材センター事業における就業率(%) (80%以上/平成19年度)	79.5 【-%】	80.7 【-%】	82.2 【-%】	82.9 【-%】	集計中 【 %】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：社団法人全国シルバー人材センター事業協会調べによる。 備考：目標設定は平成19年度から実施している。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	シルバー人材センター事業における会員数(万人) (100万人/平成22年度)	76 【-%】	77 【-%】	77 【-%】	76 【-%】	集計中 【 %】
(調査名・資料出所、備考) ①指標1 資料出所：社団法人全国シルバー人材センター事業協会調べによる。 備考：目標設定は平成19年度から実施している。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	シルバー人材センター事業における就業実人員(千人)	606	623	630	631	集計中
2	シルバー人材センター事業における就業延人員(千人日)	63,321	67,397	70,422	72,693	集計中
3	定年退職者等再就職支援事業における面接会開催日から3か月後の就職率(%)	-	-	-	21.9	集計中
4	定年退職者等再就職支援事業における面接会の実施回数(回)	-	-	-	24	集計中
5	高年齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の新設に伴う平均就業者創出数(人)	5.4	8.1	7.9	8.3	8.0
6	高年齢者等共同就業機会創出助成金利用による法人の事業開始から1年経過後の事業継続率(%)	-	100	99.6	100	99.0
7	高年齢者等共同就業機会創出助成金支給決定件数(件)	244	510	557	440	371
(調査名・資料出所、備考) ①指標1, 2 資料出所：社団法人全国シルバー人材センター事業協会調べによる。 ③指標3, 4 資料出所：職業安定局調べによる。 ②指標5~7 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：シルバー人材センター事業						
平成19年度 予算額：13,967百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
実施主体：[本省]、厚生局、[労働局] (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、[公益法人] その他()						

概要：定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供する事業を行うシルバー人材センター等を支援する。

事務事業名	定年退職者等再就職支援事業
平成19年度 予 算 額	44百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

概要：特に定年退職者の多く見込まれる地域において、高齢者の多様なニーズに応え、年金支給開始年齢前に定年退職した者や65歳を超えて働くことを希望する者を対象とした求人の開拓や就職面接会を行う。

事務事業名	高齢者等共同就業機会創出助成金
平成19年度 予 算 額	1,410百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

概要：45歳以上の高齢者等3人以上が集まり、自らの職業経験を活用すること等により共同して新たな法人を設立し、その法人に労働者を雇い入れることにより、継続的な雇用機会を自ら創出する場合に、当該事業開始に係る経費の一部を助成する。

個別目標 4						
障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	公共職業安定所を通じた就職件数(件) (対前年度3,500件増/平成19年度)	32,885 【 %】	35,871 【 %】	38,882 【 %】	43,987 【106%】	45,565 【96%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。公共職業安定所を通じた就職件数である。						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	障害者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(%) (80%以上/平成19年度)	81.1 【 %】	82.8 【 %】	82.0 【 %】	83.0 【 %】	82.3 【103%】
2	職場適応援助者事業における支援対象者数(人) (1,870人/平成19年度)	2,759 【 %】	2,960 【 %】	3,050 【 %】	3,306 【 %】	3,019 【161%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。						
②指標2 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	公共職業安定所における新規求職申込み件数(件)	88,272	93,182	97,626	103,637	107,906
2	公共職業安定所における有効求職者数(人)	153,544	153,984	146,679	151,897	140,791
3	障害者トライアル雇用事業におけるトライアル雇用開始者数(人)	3,162	4,220	5,954	6,826	7,744
4	障害者トライアル雇用事業における常用雇用移行者数(人)	2,081	3,236	3,923	5,187	5,495
5	職場適応援助者事業における職場定着率(%)	78.7	83.0	83.6	84.3	83.9%
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1～4 資料出所：職業安定局調べによる。						
②指標5 資料出所：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：公共職業安定所において、障害者の方を中心に相談する窓口を別途設けるなどして、きめ細かな職業相談・職業紹介を行っている。 ※本事業は、公共職業安定所における通常業務の一環として行っている。						

事務事業名 ：障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）	
平成19年度	902百万円（補助割合：[国 /][/][/]）
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：公共職業安定所長が必要と認める障害者である求職者を一定期間試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、トライアル雇用する事業主に対して試行雇用奨励金を支給する。	
事務事業名 ：職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	
平成19年度	1,005百万円（補助割合：[国 /][/][/]）
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：障害者の職場での適応を容易にするため、事業主に対して雇用管理や作業指導の方法等に関する助言・援助を実施するジョブコーチを職場に派遣することにより、障害者本人と受入事業所双方の課題の改善を図る。	

個別目標5						
障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	障害者法定雇用率達成企業割合(%) (前年度以上/平成19年度)	42.5 【-%】	41.7 【-%】	42.1 【-%】	43.4 【103%】	43.8 【101%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：「障害者雇用率達成割合」は、障害者雇用状況報告における障害者雇用率達成企業の割合をいう。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/11/h1120-1.html						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	民間企業の実雇用率(%) (前年度以上/平成19年度)	1.48 【-%】	1.46 【-%】	1.49 【-%】	1.52 【102%】	1.55 【102%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：「民間企業の実雇用率」は、障害者雇用状況報告における企業の平均実雇用率をいう。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	公的機関の実雇用率(%) ・国の機関 ・都道府県の機関 ・市町村の機関 ・教育委員会(法定雇用率2.0の機関)	2.19 2.49 2.45 1.24	2.15 2.28 2.20 1.33	2.14 2.34 2.21 1.39	2.17 2.37 2.23 1.46	2.17 2.42 2.28 1.55
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：「公的機関の実雇用率」は、障害者雇用状況報告における各公的機関の実雇用率をいう。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：民間企業に対する障害者雇用率達成指導						
実施主体 ：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業・国・地方公共団体は、一定割合以上(民間1.8%、公的機関2.1%(教育委員会2.0%))、身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。これに基づき雇用率未達成企業等に対し、雇用率達成指導を行い、必要な場合には雇入れ計画の作成命令、適正実施勧告を行うなど、制度の厳正な運用を図る。 ※本事業は、公共職業安定所における通常業務の一環として行っている。						

個別目標6						
雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	障害者就業・生活支援センター事業を通じた就職件数(件) (4,000件以上/平成19年度)	812 【-%】	1,727 【-%】	2,524 【-%】	3,634 【121%】	4,692 【117%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定所調べによる。 備考： ・障害者就業・生活支援センター事業は平成14年度から開始した。 ・平成19年度の実績は速報値である。						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	障害者就業・生活支援センターにおける支援対象者数(人) (25,000人/平成19年度)	5,888 【-%】	12,219 【-%】	16,339 【-%】	22,339 【-%】	34,926 【140%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：平成19年度の実績は速報値である。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	障害者就業・生活支援センターにおける相談支援件数(件)	134,629	244,519	337,461	444,871	528,369
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：平成19年度の実績は速報値である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：障害者就業・生活支援センター事業						
平成19年度：1,242百万円(補助割合：[国10/10][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(NPO法人)						
概要：就職を希望している障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、同センターの就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。						

個別目標 7						
学校段階から職業意識の形成を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	インターンシップに参加した学生のうち、職業や企業への理解向上につながったとする者の割合(%)(80%以上/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	96.7 【121%】	94.0 【118%】	94.6 【118%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：業務報告(職業安定局調べ)による。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	キャリア探索プログラム等参加生徒数(高校等)(人)(40万人以上/平成19年度)	198,259 【—%】	330,676 【—%】	434,109 【—%】	403,661 【135%】	403,423 【101%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ						
平成19年度 予算額：210百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：公共職業安定所が学校、産業界と連携し、企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等中高生を対象とした職業意識形成支援事業を実施する。						
事務事業名 ：インターンシップ受入企業開拓事業(大学等)						
平成19年度 予算額：470百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(事業主団体)						
概要：インターンシップに対する理解の企業への一層の浸透を図り、受入企業を開拓し、開拓した受入企業の学生等の受入を支援することを、事業主団体に委託して実施している。						

個別目標 8						
新規学卒者の円滑な就職を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	新規高卒者の就職内定率(%) (前年度以上/平成19年度)	95.9 【 %】	97.2 【101%】	98.1 【101%】	98.4 【100%】	集計中 【 %】
2	大学新規卒業者の就職率(%) (前年度以上/平成19年度)	93.1 【 %】	93.5 【100%】	95.3 【102%】	96.3 【101%】	96.9 【101%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・各年度の就職内定率は、卒業する年の6月末現在の実績である。 ・平成18年度は卒業年の3月末現在の実績である。						
②指標2 資料出所：大学等卒業予定者就職内定状況等調査(厚生労働省、文部科学省共同によるサンプル調査)による。 備考：各年度の就職率は、卒業した年の4月1日現在の実績である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	若年者ジョブサポーターによる延べ相談件数(件) (43万件以上/平成19年度)	65,398 【-%】	161,611 【-%】	321,038 【-%】	426,516 【-%】	471,624 【110%】
2	学生職業センター等の利用者数(人) (52万人以上/平成19年度)	376,585 【-%】	461,586 【-%】	564,992 【-%】	600,428 【-%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化						
平成19年度 1,643百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じて、マンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を支援している。						
事務事業名 ：学生職業センター等における学生等の就職支援						
平成19年度 948百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：新規大卒者等に対しては、学生職業センターや学生職業相談室、その中核としての学生職業総合支援センターにおいて、大学等と連携した職業指導や職業相談、情報データベースによる広範な求人情報の提供、就職面接会の開催等により、就職活動を支援している。						

個別目標 9						
フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	フリーター常用就職者数(万人) (25万人以上/19年度)	— 【-%】	— 【-%】	23.2 【116%】	36.2 【145%】	25.8 【103%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局、職業能力開発局調べによる。 備考： ・フリーター常用雇用化プランについては、平成17年5月から開始した事業である。 ・平成17年度については、20万人のフリーターの常用雇用化を目指して実施(平成17年5月～平成18年4月)した実績である。 ・平成19年度については、速報値である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	フリーター常用就職支援事業の支援対象新規求職者数(万人) (69万人以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	56.0 【 %】	88.1 【 %】	72.5 【105%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：業務報告(職業安定局調べ)による。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：フリーター常用就職支援事業						
平成19年度 626百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：フリーターの常用雇用化を促進するため、全国の公共職業安定所において、若年者に対する専門の職業相談を行う「フリーター常用就職サポーター」等の担当制による、職業相談から職業紹介までの一貫した就職支援を拡充実施する。						
事務事業名：ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援						
平成19年度 2,629百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(ジョブカフェ)						
概要：都道府県の主体的な取組により設置される若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)に、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設して、若者を対象とした職業紹介を実施する。また、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開する。						
事務事業名：若年者試行雇用事業(トライアル雇用事業)						
平成19年度 5,815百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：フリーターや学卒未就職者等の若者を一定期間試行雇用(トライアル雇用)することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、トライアル雇用する事業主に対して試行雇用奨励金を支給する。						

個別目標10						
専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進するとともに、就労を目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	日系人就職促進ナビゲーターの支援による日系人求職者の就職率(%) (36%以上/平成19年度) ※施策目標3-1に係る指標4と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	60.7 【167%】
2	留学生の就職人数(人) (300人以上/平成19年度) ※施策目標3-1に係る指標5と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	338 【113%】	513 【171%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	日系人就職促進ナビゲーターの支援によるプログラム開始者数(人) (270人以上/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	297 【110%】
2	外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問件数(件)	1,158 【 %】	1,184 【 %】	1,167 【 %】	1,227 【 %】	2,333 【 %】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：日系人就職促進ナビゲーターによる日系人求職者の安定した就労の支援						
平成19年度	50百万円(補助割合：[国10/10][/][/])					
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：日系人求職者に対して、安定した就労が可能となる就職の実現に向けて、専門的の職業相談を行う「日系人就職促進ナビゲーター」の担当制による就職支援を実施する。						
事務事業名：外国人雇用サービスセンターを中核とした留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職支援						
平成19年度	142百万円(補助割合：[国10/10][/][/])					
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：外国人留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人労働者の就業を促進するため、公共職業安定所の全国的ネットワークの中核として、東京及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置している。この外国人雇用サービスセンターにおいて、対象となる外国人に係る専門的な職業相談、紹介や、雇用管理に関する指導、援助等を実施する。						
事務事業名：外国人雇用管理アドバイザーの事業所訪問等による外国人雇用事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助						
平成19年度	45百万円(補助割合：[国10/10][/][/])					

(IV-3-1)

予 算 額	一般会計、厚生保険特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、 <u>労働局</u> （監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	「外国人雇用管理アドバイザー」の事業所訪問により、外国人を雇用する事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助を行う。

個別目標11					
就職困難者等の円滑な就職等を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成19年度) ※施策目標3-1に係る指標6と同じ	1.6 (3.7) 【-%】	1.6 (3.4) 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】
2 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合(%) (55%以上/平成19年度) ※施策目標3-1に係る指標7と同じ	- 【-%】	- 【-%】	41.4 (3,083) (7,455) 【-%】	60.8 (6,190) (10,181) 【152%】	54.3 (6,741) (12,422) 【98%】
3 ホームレス就業支援事業による就業者数(人) (900人以上/平成19年度) ※施策目標3-1に係る指標8と同じ	- 【-%】	- 【-%】	426 【-%】	908 【202%】	1,528 【170%】
4 当該年度中の雇用調整方针对象者数(届出人数)に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合(%) (35%以上/平成19年度) ※施策目標3-1に係る指標9と同じ	6.7 【-%】	37.2 【-%】	31.4 【-%】	48.5 【139%】	51.3 【147%】
5 不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数(人)	1,127 【-%】	3,378 【-%】	6,415 【-%】	4,517 【-%】	3,413 【-%】
(調査名・資料出所、備考)					
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。 ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。					
②指標2 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。 備考： ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度に事業を開始した。 ・中段(括弧内)は就職者数、下段(括弧内)は支援開始者数(平成19年度以降は支援対象者数)である。					
③指標3 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。 備考：ホームレス就業支援事業は、平成17年度に事業を開始した。					
④指標4 資料出所：雇用調整方针对象者数(職業安定局調べ)と不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数(財団法人高齢者雇用開発協会調べ)を使用し、職業安定局において計算したもの。 備考：不良債権処理就業支援特別奨励金については、平成14年度補正予算により創設(平成14年12月20日事業開始)した。					
⑤指標5 資料出所：財団法人高齢者雇用開発協会調べ。					

備考：不良債権処理就業支援特別奨励金については、平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始。）した。

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数(件) (84,858件/平成19年度)	90,417 【-%】	84,902 【-%】	84,858 【-%】	82,801 【-%】	81,453 【96%】
2 生活保護受給者等就職支援ナビゲーターの相談件数(件) (前年度以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	29,440 【-%】
3 ホームレス就業支援事業による確保求人数(件) (前年度以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	6,747 【-%】
(調査名・資料出所、備考) ①指標1、2及び3 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名：特定求職者雇用開発助成金					
平成19年度 35,377百万円(補助割合：[国 /][/][/])					
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者雇用開発助成金及び緊急就職支援者雇用開発助成金からなるものであり、このうち特定就職困難者雇用開発助成金は、60歳以上の者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うものであり、緊急就職支援者雇用開発助成金は、雇用に関する状況が悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れる事業主に対し助成を行うものである。					
事務事業名：生活保護受給者等就業支援事業					
平成19年度 996百万円(補助割合：[国 /][/][/])					
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。					
事務事業名：ホームレス就業支援事業					
平成19年度 359百万円(補助割合：[国 /][/][/])					
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(地方公共団体、民間団体等で構成される協議会)					
概要：ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。					
事務事業名：雇用再生集中支援事業					
平成19年度 110,000百万円(補助割合：[国 /][/][/])					
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他(平成14年度～平成17年度において計上した基金)					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人					

： その他 ((財)高年齢者雇用開発協会)

概要：不良債権処理の影響により雇用調整を行う事業主が、雇用調整方針を作成し、届け出た場合に、雇用調整方針の対象者（方針対象者）等に対し、①不良債権処理就業支援特別奨励金※を活用した支援②民間活用による再就職支援③ニーズに応じた個別求人開拓、といった支援を体系的に実施する。

※ 不良債権処理就業支援特別奨励金

60歳未満の方針対象者を①常用雇用②トライアル雇用した事業主、あるいは、方針対象者が起業し、非自発的離職者を常用雇用した場合に奨励金を支給する制度。